参考資料

江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案新旧対照表

（改正部分抜粋　下線部分について改正）

改正案	現行
目次 第1章～第4章　略 第5章　削除 第6章～第8章　略 附則 第1条～第35条の3　略 第5章　削除 第36条から第46条まで　削除	目次 第1章～第4章　略 第5章　消防用設備等の技術上の基準の付加（第36条―第46条） 第6章～第8章　略 附則 第1条～第35条の3　略 第5章　消防用設備等の技術上の基準の付加 （通則） 第36条　令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうちに，当該防火対象物の部分で令第9条の規定により一の防火対象物とみなされるもの(以下この条において「対象物」という。)が混在する場合において，当該混在する対象物が次のいずれかに該当するときは，令第2章第3節及びこの章の規定の適用については，当該混在する対象物について同節に規定する各基準の床面積，延べ面積又は収容人員(以下「基準面積等」という。)は，それぞれ，同節に規定する基準面積等に達しているものとみなす。 (1)　当該混在する対象物のいずれかの床面積，延べ面積又は収容人員(以下「床面積等」という。)が，基準面積等に達しているとき。 (2)　当該混在する対象物の床面積等を，それぞれ当該混在する対象物について定められた基準面積等で除し，その商の和が1以上となるとき。 第37条　令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち，次の各号に掲げる場所には，令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし，令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については，この限りでない。 (1)　火花を生ずる設備のある場所 (2)　変電設備，発電設備その他これらに類する電気設備のある場所 (3)　鍛冶(かじ)場，ボイラー室，乾燥室その他多量の火気を使

	用する場所 (4)　サウナ設備のある場所 (5)　溶接又は溶断の作業をする場所 (6)　動植物油，鉱物油その他これらに類する危険物又は別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類を煮沸する設備又は器具のある場所 2　前項の規定により設ける消火器は，令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 （大型消火器に関する基準） 第37条の2　令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち，次の各号に掲げる場所には，令別表第2においてその消火に適応するものとされる大型消火器を設けなければならない。 (1)　不燃液機器又は乾式機器を使用する特別高圧変電設備のある場所 (2)　全出力500キロワット以上の高圧変電設備のある場所 (3)　全出力500キロワット以上1,000キロワット未満の発電設備のある場所 2　前項の規定により設ける大型消火器は，令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 （屋内消火栓設備に関する基準） 第38条　令別表第1各項に掲げる防火対象物で，地階を除く階数が5以上のもの（主要構造部が耐火構造であるか，若しくは不燃材料で造られているもので，5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（主要構造部が耐火構造で，かつ，壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては，200平方メートル）以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので，5階以上の部分の床面積の合計が100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあっては，200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第14項第2号に定める構造の防火戸で区画されているものを除く。）には，屋内消火栓設備を設けなければならない。 2　前項の規定により設ける屋内消火栓設備は，令第11条第3

	項及び第4項の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 （スプリンクラー設備に関する基準） 第39条　次の各号に掲げる防火対象物の階には，スプリンクラー設備を設けなければならない。 (1)　令別表第1(12)項ロに掲げる防火対象物の階で，主たる用途に供する部分の床面積が，地階，無窓階又は4階以上の階にあっては300平方メートル以上，その他の階にあっては500平方メートル以上のもの (2)　令別表第1(2)項及び(3)項ロに掲げる防火対象物の2以上の階のうち，地階，無窓階又は4階以上の階に達する吹抜け部分を共有するもので，主たる用途に供する部分の床面積の合計が，同表(2)項に掲げるものにあっては1,000平方メートル以上，同表(3)項ロに掲げるものにあっては1,500平方メートル以上のもの (3)　令別表第1(5)項ロ，(7)項，(8)項及び(12)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階で，主たる用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以上のもの (4)　令別表第1各項に掲げる建築物の11階未満の階で，地盤面からの高さが31メートルを超えるもの (5)　地下街（公共用の地下道を除く。） 2　前項の規定により設けるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は，次のとおりとする。 (1)　スプリンクラーヘッドは，前項各号（第5号を除く。）に掲げる防火対象物の階の当該用途に供する部分（令別表第1(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分であって，消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第13条の3第1項に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち小区画型ヘッド又は側壁型ヘッドがそれぞれ同条第2項又は第3項の規定の例により設けられている部分がある場合には，当該スプリンクラーヘッドが設けられている部分を除く。）の天井（天井がない場合にあっては，屋根の下面。以下この項において同じ。）又は小屋裏に，当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が，次の表の左欄に掲げる防火対象物の階ごとに，同表の中欄に定める距離となるように，同表の右欄に定める種別のスプリンクラーヘッ

ドを設けること。

<table>
<tr><th colspan="2">防火対象物の階</th><th>距離</th><th>種別</th></tr>
<tr><td colspan="2">第1項第1号に掲げる防火対象物の階（スタジオ部分に限る。）</td><td>1.7メートル以下</td><td>規則第13条の2第1項に定める開放型スプリンクラーヘッド</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第1項第1号に掲げる防火対象物の階（スタジオ部分を除く。）及び同項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階</td><td>耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）以外の建築物</td><td>2.1メートル（高感度型ヘッド（令第12条第2項第2号イの表に定める高感度型ヘッドをいう。以下同じ。）にあっては，規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は，0.9とする。））以下</td><td rowspan="2">規則第13条の2第1項に定める閉鎖型スプリンクラーヘッドのうち標準型ヘッド</td></tr>
<tr><td>耐火建築物</td><td>2.3メートル（高感度型ヘッドにあっては，規則第13条の2第3項の規定の例により算出した距離（同項中Xの値は，1とする。））以下</td></tr>
</table>

(2)　前項第2号から第4号までに掲げる防火対象物の階のうち次に掲げる部分においては，前号の規定にかかわらず，規則第13条の4第2項に定める放水型ヘッド等を同条第3項の規定の例により設けること。

ア　指定可燃物を貯蔵し，若しくは取り扱う部分又は令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（通路，階段その他これらに類する部分を除く。）であって，床面から天井までの高さが6メートルを超えるもの

イ　ア以外の部分であって，床面から天井までの高さが10メートルを超えるもの

(3)　前項第5号に掲げる防火対象物においては，規則第13条の5第4項及び第5項の規定の例によりスプリンクラ

ーヘッドを設けること。

3　前項に規定するもののほか，第1項の規定により設けるスプリンクラー設備は，令第12条第2項第1号及び第3号から第8号まで並びに第3項並びに規則第13条第1項，第13条の2第4項及び第14条の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。

（水噴霧消火設備等に関する基準）

第40条　次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には，水噴霧消火設備，泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のうち，それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1(13)項イに掲げる防火対象物又はその部分のうち，次の各号に掲げるもの (1)　延べ面積が700平方メートル以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造のものを除く。） (2)　吹抜け部分を共有する防火対象物の2以上の階で，駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの (3)　防火対象物の屋上の部分で，駐車の用に供する部分の面積が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備，泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち，次の各号に掲げるもの (1)　油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある場所 (2)　油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 (3)　全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物で，冷凍室又は冷蔵室の部分で，床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分	不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備

	2　前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備は，移動式以外のものとし，かつ，自動式起動装置を設けなければならない。 3　前項に規定するもののほか，第1項の規定により設ける水噴霧消火設備，泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備は，令第14条から第18条までの規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 （自動火災報知設備に関する基準） 第41条　次に掲げる防火対象物又はその部分には，自動火災報知設備を設けなければならない。 (1)　令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）で，延べ面積が300平方メートル以上のもの (2)　令別表第1(16)項ロに掲げる防火対象物（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち同表(12)項及び(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項ロに掲げる用途に供するもので，延べ面積300平方メートル以上のもの 2　前項の規定により設ける自動火災報知設備は，令第21条第2項及び第3項の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 3　第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル（当該防火対象物の主要な出入口からその内部を見とおすことができるものにあっては，1,000平方メートル）以上の防火対象物に設ける自動火災報知設備は，天井の屋内に面する部分と天井裏の部分をそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。 第42条　削除 （避難器具に関する基準） 第43条　令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物の3階以上の階のうち，二方向避難がとれない階で，収容人員が10人以上のものには避難器具を設けなければならない。 2　令別表第1各項に掲げる防火対象物の地階，無窓階又は3階以上の階に設ける駐車の用に供される階（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のものを除く。）のうち，二方向避難がとれない階で，車両の収容台数が10以上のものには避難器具を設けなければならない。

	3　前2項の規定により11階以上の階に設ける避難器具は，各階に避難上有効なバルコニーを附置した固定式のはしごとしなければならない。 4　前項に規定するもののほか，第1項及び第2項の規定により設ける避難器具は，次の各号に掲げる区分に従い令第25条の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 (1)　令別表第1(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあっては，令第25条第1項第3号の区分に適応するものとされる避難器具 (2)　前号に掲げる防火対象物以外の防火対象物にあっては，令第25条第1項各号の区分による当該用途に該当するものとして，当該各号に適応するものとされる避難器具 (誘導灯に関する基準) 第44条　令別表第1(5)項ロ，(7)項(昼間(日出時から日没時までの間をいう。以下同じ。)のみ使用するものを除く。)及び(12)項に掲げる防火対象物で，延べ面積が300平方メートル以上のものには，避難口誘導灯を設けなければならない。 2　令別表第1(7)項に掲げる防火対象物で，延べ面積が300平方メートル以上のもの(昼間のみ使用する防火対象物で採光が避難上十分であるものを除く。)には，通路誘導灯を設けなければならない。 3　前2項の規定により設ける避難口誘導灯及び通路誘導灯は，令第26条第2項各号(第3号及び第5号を除く。)の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。 (連結送水管に関する基準) 第45条　次の各号に掲げる防火対象物の部分には，連結送水管を設けなければならない。 (1)　令別表第1(2)項，(4)項，(10)項，(13)項及び(16)項イに掲げる防火対象物の無窓階（1階及び2階を除く。）で床面積が1,000平方メートル以上のもの (2)　令別表第1に掲げる建築物の4階以上の階の屋上で，回転翼航空機の発着場又は自動車駐車場の用途に供するもの 2　連結送水管の放水口は，前項第1号に掲げる階にあってはその各部分から，同項第2号に掲げる屋上にあっては屋上の主たる用途に供する部分の各部分から，それぞれ一の放水口までの水平距離が50メートル以下となるように設けなければならない。 3　第1項の規定により設ける連結送水管は，令第29条第2項の規定の例により設置し，及び維持しなければならない。4

第47条～第61条　略 （公表） 第61条の2　消防長は，防火対象物における消防の用に供する設備（令第7条第1項に規定する消防の用に供する設備をいう。）の設置状況が法，令若しくはこれらに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は，防火対象物を利用しようとする者の防火に関する安全性の判断に資するため，その旨を公表することができる。 2　消防長は，前項の規定による公表をしようとする場合は，当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。 3　第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は，規則で定める。 以下　略	第1項第1号及び令第29条第1項各号（第3号を除く。）の規定により設ける連結送水管には，その屋上に1以上の放水口を設けなければならない。 （基準の特例） 第46条　この章の規定は，消防用設備等について，消防長が，防火対象物の位置，構造及び設備の状況から判断して，この章の規定による消防用設備等の基準によらなくとも，火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく，かつ，火災等の災害による被害を最小限に止めることができると認めるとき，又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより，この章の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては，適用しない。 第47条～第61条　略 以下　略